

平成 24 年 7 月 1 日

お 客 様 各 位

株 式 会 社 ロ プ ロ
代 表 取 締 役 社 長 藤 原 治

合併完了に関するお知らせ

平成 24 年 5 月 18 日付で公表いたしました「合併についてのお知らせ」のとおり、株式会社たかせん（以下、「たかせん」といいます。）を消滅会社、株式会社ロプロを存続会社とした、吸収合併が完了しましたのでお知らせいたします。

たかせんをご利用頂いておりますお客様には、大変ご不便をおかけしますが、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

なお、合併に際し下記のとおり、ご案内がございますのでご一読下さいますよう、重ねてお願い申し上げます。

以 上

記

①担当窓口の変更について

本日以降、たかせんをご利用頂いておりましたお客様の担当窓口は次のとおりとなります。

【吸収合併の効力発生日以降の取扱店】

住 所：香川県高松市瓦町二丁目 7 番地の 6 オオタ理工ビル
担当部署：株式会社ロプロ 高松支店
電話番号：0570-200-595 / 087-863-7345
FAX : 087-863-7310

②口座自動振替の停止について

吸収合併に伴う営業システム統廃合の影響により、本日以降は、これまでご利用頂いておりました「口座引落（口座自動振替）によるご返済がご利用頂けなくなります。

今後の返済に関しましては「お客様専用振込口座」へ銀行振込にてお手続き頂きますよう、お願い申し上げます。

※「お客様専用振込先口座」とは、お客様お一人ずつに個別に割り振りした、振込専用の口座でございます。銀行名・支店名・口座番号等につきましては、個別にご案内させて頂いておりますので、ご郵送しました【「たかせん」をご利用のお客様へのお知らせ】をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、担当窓口あてにお問合せ下さいますようお願い申し上げます。

③カード会員規約の一部変更について

吸収合併に伴い、お客様がご契約されている金銭消費貸借契約の「カード会員規約」の一部変更をさせて頂くこととなりました。変更箇所は以下のとおりでございます。

現 行（変更箇所は下線青字部分）	変更後（変更箇所は下線青字部分）
<p>第7条（代金決済の方法等）</p> <p>1. ショッピングおよびキャッシングサービスの利用代金、年会費、諸手数料など会員が当社に対して負担する一切の支払債務は、<u>原則として毎月5日ならびに10日に締切り翌月から毎月3日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日。）に口座振替の方法により、会員指定の支払預金口座からお支払いいただきます。</u></p> <p>2. 会員の日本国外におけるカード利用による代金は、日本円に換算の上、国内におけるカード利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。日本円への換算には、VISA Internationalで売上データが処理された日の各 International が適用した交換レートに海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3. <u>当社は、毎月の支払債務（以下「支払金」と称します。）をご利用代金明細書により通知します。この通知を受けた後1週間以内に会員からの申し出がない限り、ご利用明細書の内容について承認されたものとして前第1項の口座振替などを行います。なお、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書の発行を省略することがあります。</u></p> <p>4. <u>支払期日に万一金融機関の事情等により前第1項の口座振替などができない場合は、別途当社の定める方法によりお支払いいただきます。また、会員は当社に協力して前第1項の口座振替ができるように努めるものとします。</u></p>	<p>第7条（代金決済の方法等）</p> <p>1. ショッピングおよびキャッシングサービスの利用代金、年会費、諸手数料など会員が当社に対して負担する一切の支払債務の<u>支払方法及び支払場所は次のいずれかのとおりとします。なお、支払日は、当社に現金が到着した日（営業時間内に限る。）とし、支払いに係る費用は会員の負担とします。</u></p> <p><u>(1)当社店頭窓口への現金の持参または現金書留による送金。</u></p> <p><u>(2)当社が指定する金融機関口座への送金。</u></p> <p>2. 会員の日本国外におけるカード利用による代金は、日本円に換算の上、国内におけるカード利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。日本円への換算には、VISA Internationalで売上データが処理された日の各 International が適用した交換レートに海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を加算したレートを適用するものとします。</p> <p style="text-align: center;">—削除—</p> <p style="text-align: center;">—削除—</p>
<p>第26条（キャッシングサービスの利用方法）</p> <p><u>当社より利用を認められた会員は、当社の指定する日本国内の現金自動支払機（以下「支払機」と称します。）で、カードおよび登録されている暗証番号を操作することにより、当社からキャッシングサービスを受けることができます。提携先の支払機を使用してキャッシングサービスを受ける場合に提携先が所定の手数料を定めるときは、提携先にその手数料をお支払いいただきます。その手数料は、所定の方法で当社が提携先に立替えて支払い、当社はキャッシングサービス利用代金を毎月10日に締め切り、会員はキャッシングサービス利用代金を翌月の3日に会員指定の支払預金口座から口座振替の方法によりお支払いいただきます。</u></p>	<p style="text-align: center;">—削除—</p>

<p>第 30 条（ご融資明細書等） 1,当社は、会員の約定支払額、リボルビング利用残高（以下「明細」という。）を約定支払日の 1 週間前頃にご利用の案内書として、会員の届出住所へ郵送その他当社所定の方法により通知いたします。会員は、明細の内容に異議がある場合には、通知を受けた後 1 週間以内に申し出るものとします。2,当社は、会員がキャッシングサービスを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項および第 18 条第 1 項の書面交付に代えて、当社が毎月 11 日から翌月 10 日までの貸付および弁済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他の方法により交付します。6,会員が承認した場合、当社は貸付の際に記載事項を簡素化した書面（貸金業法 17 条第 6 項書面、同法第 18 条第 3 項書面）を交付することについて、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細に代えることができるものとします。</p>	
<p>第 34 条（規約の変更） <u>本規約の変更について、当社から変更内容を通知した後または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、会員が変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。</u></p>	<p>第 34 条（規約の変更） <u>1. 当社が本規約の内容を変更した場合、当社は変更内容を会員に通知または当社が相当と認める方法により公表します。</u> <u>2. 前項により本規約の変更内容に関する通知または公表がされた後、30 日以内に会員が変更について異議を申し立てない場合は、当社は会員がその変更内容を承認したものとみなします。</u></p>

④ショッピングローン支払方法の変更について

ショッピングローン契約をご利用のお客様で、当該ローンの支払方法を『口座振替（口座自動振替）』に指定されているお客様におかれましては、「②口座自動振替の停止について」と同様に吸収合併に伴うシステム統廃合の影響により、本日以降は、口座引落（口座自動振替）によるご返済がご利用いただけなくなりますので、今後のご返済は「お客様専用振込先口座」へ銀行口座振込みによる方法でお手続きいただきますようお願い申し上げます。

今後とも、更なるお客様サービスの向上を目指し、より一層鋭意努力してまいりますので、何卒ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上